

広島県訓令第二号

本 庁  
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令**

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（課長を除く。）」を削る。

別表第二健康福祉局子ども家庭課、働く女性応援課、社会援護課及び障害者支援課の項中「働く女性応援課」を「安心保育推進課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。